

# ヤングケアラーの 施策・政策提言

一般社団法人日本ケアラー連盟理事

田中悠美子（立教大学コミュニティ福祉学部助教）

# 事例 精神疾患の親をケアする子どもの支援(訪問看護)

## 【経緯】

- ・ A市心の健康センターの精神保健福祉士（以下PSW）から、母親の病状安定と息子の社会参加の促進を目的に支援して欲しいと紹介を受ける
- ・ 母親は重度のうつ状態で、生活保護を受給し自宅で療養中。母親はうつ等で家のことを行えず、息子が家事や買い物、通院の付き添い、感情面のサポートなどを行っている
- ・ 息子はケア責任を引き受ける中、高校を中退。以降、自宅にひきこもり過ごしている。不眠

## 【訪問看護師の対応】

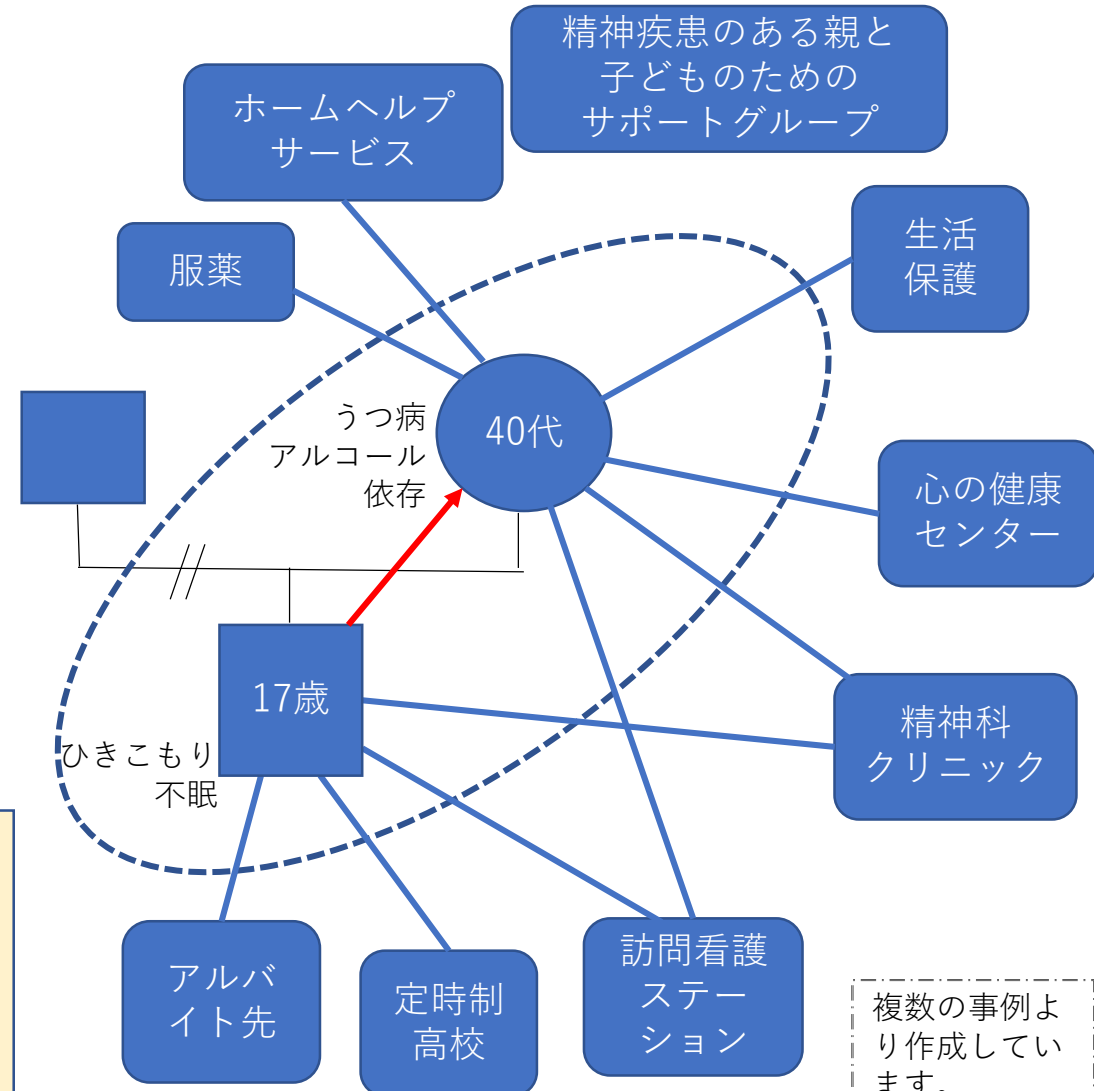
- ・ 母親の服薬支援を行うと共に、市と連携し福祉サービスの利用を働きかける
- ・ 息子と相談をしつつ、外出（買い物やコンサートなど）に同行する

## 【結果】

- ・ 母親の病状が安定し、ホームヘルプサービス（以下HH）につながった結果、息子のケア負担が軽減される
- ・ 息子は一人で外出できるようになり、定時制高校に再入学（21歳で卒業）。アルバイトに就く

## 【ポイント・課題】

- ・ 行政各部署の連携によるヤングケアラーの発見（生活保護、心の健康センター）
- ・ 行政によるヤングケアラーへのアセスメント及び支援計画作成の実施（PSW）
- ・ ヤングケアラーのケア負担軽減の支援（親の病状安定支援やHHの導入）
- ・ ヤングケアラーへの直接的支援（相談、復学支援など）
- ・ 学校におけるヤングケアラーの早期発見・対応の促進（退学や健康悪化の防止）
- ・ ヤングケアラーへの直接的支援ができる訪問看護以外のサービスの開発
- ・ （精神疾患のある）親と子どものための（ピア）サポートグループの実施



# 事例 障害児をケアする母親ときょうだいの支援（SSW）

**【経緯】**  
 「母親より長女の家庭内での問題行動に対し学校で指導して欲しいと相談があった」と学校よりスクールソーシャルワーカー（以下SSW）に依頼がある

**【SSW及び学校の対応①】**

- ・次女が特別支援学校に通っているとの情報を学校より得たため、SSWは長女がヤングケアラーである可能性も考慮して、母親と長女各々と面接を行う（家庭訪問）
- ・母親は「家族で対応する」とホームヘルプサービス・入浴サービスを利用せず、長女と三女に次女のトイレや入浴の介助を手伝わせていること、長女は妹をかわいいと思う一方で、介助を含む母親の対応にストレスを感じており、また自身への関与を求めていることを把握
- ・長女に爪かみ、抜毛があることから、母親が長女を小児科に受診させ、医師より助言を得られるように支援
- ・母親らが家族状況をふまえ、長女への対応を決めることを支援
- ・学校間カンファレンスを実施し、情報共有。長女のケア負担軽減が、母親及び次女、三女に及ぼす影響とそれへの対応を検討する

**【結果】**

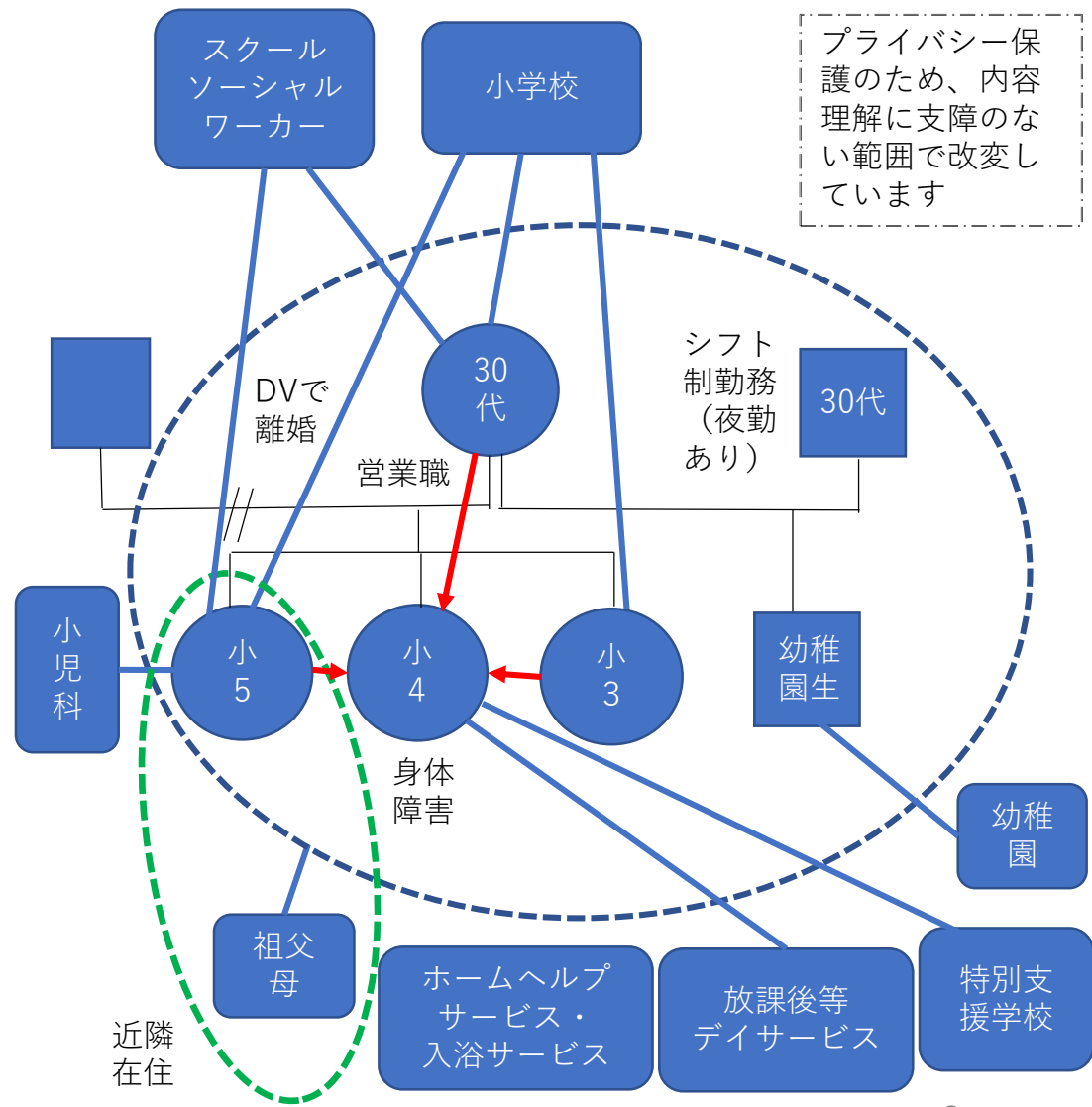
- ・長女は祖父母と同居することになる。長女「宿題を祖父にみてもらって嬉しい」と話す。長女の行動は改善する
- ・母親のケア負担が増加し三女に構えなくなったため、三女の遅刻、忘れ物が多くなる

**【SSW及び学校の対応②】**

- ・SSWは、母親のケア負担の軽減のため、ホームヘルプサービス・入浴サービス（以下HH）の利用を母親と検討する
- ・学校は三女への理解的対応を行う。長女及び次女、三女への見守りを行う

**【ポイント・課題】**

- ・学校とヤングケアラーについての知識を持つSSWとの連携によりヤングケアラーが早期に発見され・対応されている
- ・サービス等利用計画はヤングケアラーに考慮して作成されない  
 →ヤングケアラーへのアセスメント及び支援計画作成を実施（SSW）
- ・家族全体についてのアセスメントの実施及び支援体制の構築（学校間カンファレンス）
- ・ヤングケアラーのケア負担軽減の支援（インフォーマルなサポート、HHの導入）
- ・ヤングケアラーへの直接的支援の開発



# 事例 小学校高学年から高齢の祖母を介護

## 【家族の状況・ケアを担う経緯】

3歳の時に両親が離婚し、母親代わりとなってくれた祖母を、大腿骨骨折を機に小学6年生から大学1年まで8年間介護をした。介護保険で行き届かない家事は、父や姉は仕事で忙しく、本人がやるしかない状況であった。

【祖母の状況・支援】 介護保険利用 訪問介護（週3日）、通所介護（週2日）  
入院を機に、老人保健施設、有料老人ホーム入所に至る

## 【本人の状況・ケア役割】

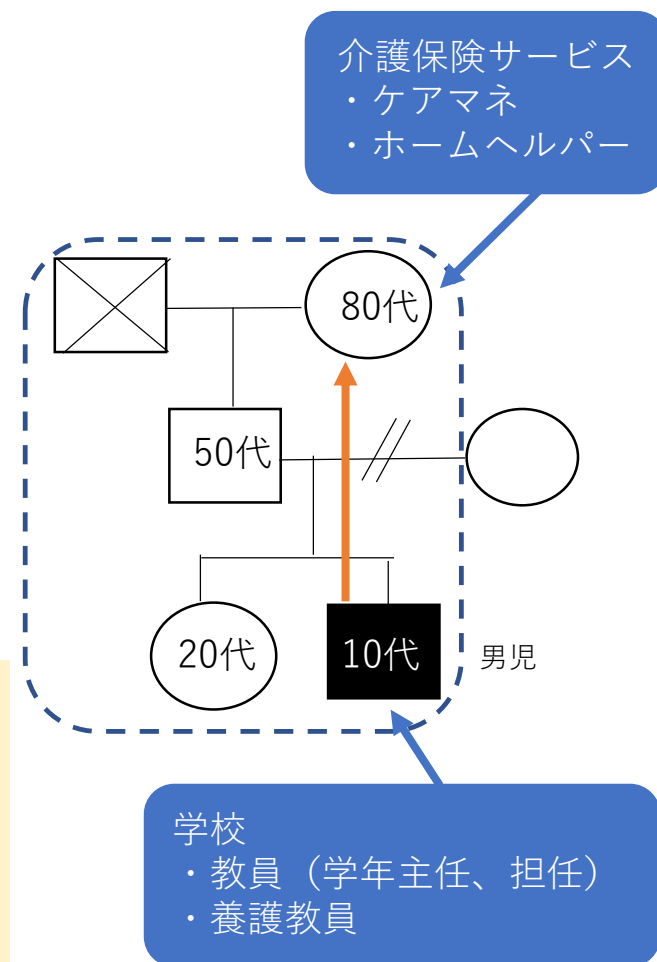
中学生のとき、朝夜の食事の支度、通院の付き添い、日常の世話全般をした。排泄介助、夜間の見守りもあった。それによって、学校は遅刻しがちになった。高校生になると、祖母の状態が悪化（肺炎、胃がん、認知症状もあった）し、服薬管理も加わり介護中心の学生生活であった。アルバイトする時間、友人と過ごす時間や自由に使うお金がなかった。

【教員の対応】 相談に乗る。介護による遅刻の優遇。欠席の際には、補習をした。

【ケアマネジャーの対応】 本人に気をかけ、週1回の訪問をした。

【ホームヘルパーの対応】 祖母の支援に加えて、洗濯や食事など本人の生活支援や信頼できる大人としての声かけや見守りを行なったことで、本人の心身の負担を軽減することができた。

【課題】 本来、介護保険サービスは要介護者のためのものなので、本人に対する支援を公的にできることが望ましい。



# 支援の理念・方向性

- ヤングケアラーは、自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であるにも関わらず、健康と生活の質の低下に苦しむ可能性があり、教育や訓練の機会を逃すことがよくあります。
- ヤングケアラーが、ケアの責任を有していない他の子どもと同じライフチャンスを持ち、心身の健やかな成長及び発達が図られるように、ヤングケアラーを早期に発見し、支援ニーズを特定するためのアセスメントを行い、柔軟な教育の機会とサポートを提供することが不可欠です。
- これにあたっては、子どもが抱えるニーズを家庭の中でとらえ、家族関係を支えると共に、子どもの権利を擁護し、家庭においてヤングケアラーの担うケアの作業や責任を減らしていくことが重要です。

# 根拠法律

- 子どもの権利条約
- 教育基本法
- 児童福祉法
- 子ども・若者育成支援推進法
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律

# 支援施策の柱

1. 認定・アセスメントを行い支援する
2. 学びの機会とその結果を改善する
3. 支援ニーズに対応するサービスの開発と  
それへのアクセスを保障する
4. 自立して社会生活を送れるよう支援する

# ヤングケアラー支援のための 具体的な施策



# 1. アセスメントを行い支援する

## (1) 発見・認定する

**自治体は自身の地域にヤングケアラーがいるか、その子どもが支援を必要とするヤングケアラーであることを調べなければならない**

- **学校を**ヤングケアラーの発見の場とする（都道府県・市区町村）
  - ・ 学校関係職員や児童・生徒がヤングケアラーについて学ぶ機会を設ける
  - ・ 各学校におけるヤングケアラーの数を把握する
- **医療、保健、福祉等で**ヤングケアラーの発見を促進する（都道府県・市区町村）
  - ・ ケアを必要とする人に関わる医療、保健、福祉等の機関や専門職（介護支援専門員、相談支援専門員など）がヤングケアラーについて学ぶ機会を設ける
  - ・ 介護支援専門員や相談支援専門員は、子どもがケアを担っているか、担っている場合にはケア状況やケアの影響を確認する（子ども自身に）。
- **地域で**のヤングケアラーの発見を促進する（都道府県・市区町村）
  - ・ 地域に暮らす市民やボランティア・民生委員等がヤングケアラーについて学ぶ機会を設ける（ヤングケアラーの日やヤングケアラーフェスティバル等）
- **自治体は**発見されたヤングケアラーについて**通告する窓口**を設ける

# 1. アセスメントを行い支援する

## (2) アセスメントを行い支援する

ヤングケアラーが支援ニーズを有していると考えられる場合、**自治体はアセスメントを行い、支援しなければならない**

### (都道府県・市区町村)

- 自治体はヤングケアラーに相談及びアセスメントを受ける権利があることを伝える（都道府県・市区町村）
- 自治体はヤングケアラー及びその家族の相談及びアセスメントを行い、支援計画を作成し支援する（市区町村・要対協）
- ヤングケアラーのアセスメント及びケアマネジメントを行える部署、人材を確保する（都道府県・市区町村）
  - ・担当者の配置、担当者へのヤングケアラーのニーズアセスメントについての研修の実施など

## 2. 学びの機会とその結果を改善する

- **ヤングケアラー担当教員を配置**し、彼らが中心となって、学校でのヤングケアラー支援を計画・実行する
- 学校で必要なヤングケアラーへの支援
  - 児童・生徒が安心して話せる環境をつくる（個別、グループ）
  - 児童・生徒へのカウンセリング（スクールカウンセラー等）
  - ケアをしていることに配慮して、児童・生徒が安心して学校生活を送れるようにする
  - ケアをしていることに配慮して、児童・生徒の学びをサポートする
  - 養護教諭によるヤングケアラーの健康面のサポート
- 学校で安心して学ぶことができる環境を、家庭や保健・福祉・医療と連携し整える

スクールソーシャルワーカーの全ての学校への常勤配置

### 3. 支援ニーズに対応するサービスの開発と それへのアクセスを保障する

- 各都道府県に、ヤングケアラー及び関係者のための相談支援の窓口（SNS・電話等）を設置する
  - ヤングケアラーコーディネーターを配置する  
（個別相談、関係者へのコンサルテーション、サービスの開発等を行う）
  - ヤングケアラーコーディネーターの養成研修を実施する
- ヤングケアラーのケア負担を軽減する
  - 保育所や高齢者施設や障害児者施設などの入所判定への加算
  - ホームヘルプサービスで子どもの生活支援も可能とする（家族状況への配慮）
  - ホームヘルプサービスの利用限度額を緩和する（家族状況への配慮）
  - 緊急時ショートステイの利用日数を延長
  - 生活困窮世帯の場合、介護保険自己負担額を免除
- ヤングケアラーのピアサポートグループの立ち上げと運営の支援をする
- 子ども食堂など地域の子ども支援団体等が行うヤングケアラーを対象とした取組みを促進する（助成金等）

## 4. 自立して社会生活を送れるよう支援する

### **子供・若者育成支援推進大綱にヤングケアラーと若者ケアラーを位置づける**

- 就労や高等教育に関する相談の機会を確保する（子ども・若者支援機関や若者サポートステーションなど）
- 進学を支援する給付型奨学金

# 以上を進めるために国に求められる 法や体制の整備

- ヤングケアラー支援法を制定する
- ヤングケアラー支援に関わる総合戦略を策定する
- ヤングケアラー支援に関わる総合戦略に関連する各法律や大綱・計画等にヤングケアラー支援を明記する
- ヤングケアラー支援の所管・担当部署を決める
- 文部科学省や厚生労働省をはじめとした省庁横断的な体制を整備する
- ヤングケアラーの実態・ニーズを把握するための調査を実施する
- ヤングケアラーのアセスメント・支援に関する研究を促進する
- 上記1から7について検討し、推進する協議会を設置する